

JA福岡大城のご案内

ディスクロージャー2025



～「ありがとう」があふれるJAを実現します～

 福岡大城

目 次

I. ごあいさつ	1
II. 組合の沿革・歩み	2
III. 経営方針	3
1. 基本理念	
2. 経営方針	
IV. 概況及び組織に関する事項	8
1. 業務の運営の組織	
◆組織機構図	
◆組合員数及びその増減	
◆出資口数及びその増減	
◆組合員組織の概況	
◆地区一覧	
◆職員数	
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	10
◆役員一覧	
3. 会計監査人の名称	11
4. 事業所の名称及び所在地	
◆店舗一覧	
V. 主要な業務の内容	12
1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕	
2. 各事業の概況〔活動・実績〕	
◆信用事業	
◆共済事業	
◆農業・生活関連事項	
VI. 事業活動に関する事項	17
1. 農業振興活動	
2. 地域貢献情報	
3. 情報提供活動	
4. リスク管理の状況	
◆リスク管理体制	
◆法令遵守体制	
◆金融ADR制度への対応	
◆金融商品の勧誘方針	
◆個人情報の取扱い方針	
◆内部監査体制	
5. 自己資本の状況	23
◆自己資本比率の状況	
◆経営の健全性の確保と自己資本の充実	

VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	24
1. 決算の状況	
◆貸借対照表	
◆損益計算書	
◆注記表	
◆剰余金処分計算書	
2. 財務諸表の正確性等にかかる確認	48
3. 会計監査人の監査	49
4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	
5. 利益総括表	
6. 資金運用収支の内訳	50
7. 受取・支払利息の増減額	
8. 自己資本の充実の状況	
VIII. 直近2事業年度における事業の実績	71
1. 信用事業	
◆貯金に関する指標	
◆貸出金に関する指標	
◆為替	
◆有価証券に関する指標	
◆有価証券の時価情報等	
2. 共済事業	77
3. 農業・生活関連事業	79
IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標	80
1. 利益率	
2. 貯貸率・貯証率	
3. 職員一人当たり指標	
4. 一店舗当たり指標	

I. ごあいさつ

組合員並びに地域の皆様には、日頃よりJA事業に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この小冊子は令和6年度の概要・経営の現況等を取りまとめたものであります。

はじめに、国内経済は、経済活動の正常化が進み、実質賃金の上昇による個人消費の回復や人手不足等を背景とした企業の設備投資意欲は拡大しており緩やかな伸長が続くと予想されております。

農業情勢では、生産資材等の価格が依然として高止まりしており、主食用米の価格については上昇しておりますが、農作物全般において生産コスト上昇分を補う販売価格とはなっておらず、農業の生産現場は厳しい状況が続いております。また、農業従事者の高齢化、担い手の減少、気候変動などによる農作物の不作等の対応すべき幾多の課題を抱えております。

このような情勢のなか、令和6年度は25年ぶりに「食料・農業・農村基本法」の改正が行われております。この法改正において、食料安全保障の強化を軸として農業生産性の向上、環境と調和のとれた食料システムの確立、農村における地域社会の維持を踏まえた政策の再構築が進められる予定であります。

JAとしましては、新規就農者の推進、集落営農法人等の担い手への支援、生産出荷等の資材に対するコスト低減対策、管内農産物の有利販売に努めるとともに、第5次中期経営計画の下に自己改革への取組みをすすめ、総合事業体として各種事業に邁進してまいりました。

令和6年度決算では、剰余金処分において出資及び利用高配当を提案することができました。これもひとえに当JA事業利用に対する組合員各位のご理解とご協力のおかげであります。

令和7年度におきましても農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、本日ご提案致します次期3カ年『第6次中期経営計画』の経営ビジョン「組合員・地域と共に豊かな農地と農業を支え、持続可能な地域農業の発展を目指す」の実現に向かって力を注いでいく所存であります。また、中期経営計画の実践において、「農業所得の増大」と「地域社会への貢献」に取組み、JAとしての役割を十分に発揮していくとともに経営基盤の強化を図ってまいります。

JA福岡大城が組合員・利用者の皆様にとってさらに身近な存在となりますよう役職員一体となり真摯に取組んでまいりますのでより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年7月

福岡大城農業協同組合

代表理事組合長 田中 宏幸

Ⅱ. 組合の沿革・歩み

平成9年12月	JA三潞・大川地区合併研究協議会発足
13年4月	JA城島町、JA大木町、JA大川市の3JAが合併し福岡大城農業協同組合誕生
13年11月	大豆乾燥調整施設竣工
14年5月	旧3地区JA女性部統合合併
14年9月	旧3地区年金友の会統合合併
15年4月	農機具センター統合
15年5月	旧3地区JA青年部統合合併
15年7月	旧3地区農政連統合合併
16年3月	JA福岡大城農業振興大会開催
16年3月	大木給油所竣工
16年5月	JASTEM稼働
16年6月	青色申告会設立
16年12月	JA福岡大城 城島直売所利用組合オープン
21年4月	青ねぎパッケージセンター開設
21年7月	旧3地区いちご部会統合合併
21年12月	アスパラガス集荷施設開設
22年4月	農産物直売所「くるるん夢市場」オープン
23年11月	JA福岡大城合併10周年記念式典
24年5月	新支店オープニングセレモニー(大木支店、大川支店、城島支店)
25年11月	麦部会出荷者部会設立総会
26年9月	本店竣工
27年7月	大川支店・大川給油所竣工式
27年10月	大川斎場竣工式
令和4年3月	JA福岡大城合併20周年記念功労者表彰
令和4年10月	博多あまおう20周年記念大会

Ⅲ. 経営方針

1. 基本理念

JA福岡大城は、組合員の幸せづくりと安心して暮らせる地域社会づくりを目指すため次の基本理念をかかげます。

第1 安心して、親から子へ、子から孫へと継承できる農業(生きがい)づくりを目指します。

第2 物から心への豊かな地域社会(まち)づくりを目指します。

第3 明日の農業、地域社会を支える人(後継者)づくりを目指します。

第4 組合員・地域の人々に期待され信頼されるJA(夢)づくりを目指します。

2. 経営方針

《中長期ビジョン》

「組合員・地域と共に豊かな農地と農業を支え、持続可能な地域農業の発展を目指す

＜中期経営計画基本方針＞

1. スマート農業の普及に努め作業の効率化と農業所得の増大に向けて取組みます
2. 地域に根差す協同組合として地域への貢献と活性化に向けて取組みます
3. 総合事業を活かしJAが果たすべき役割の実践と経営基盤の強化に向けて取組みます

◇営農経済部門方針

農業を取り巻く環境は、温暖化による農産物への影響と生産資材価格の高止まりにより依然として厳しい状況にあります。

また、国内における少子高齢化の進行は農業就業人口の減少と農業従事者の高齢化に伴う担い手の不足等による生産基盤の脆弱化を招き、農業存続の基盤を揺るがす深刻な問題となっております。

このような中、JAの基軸である営農経済部門では農業後継者育成支援に努め「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」を実現するための事業基盤を一層強化し、持続可能な食料・農業基盤の確立に向けて取組みます。

＜部門重点事項・取組み項目・取組み具体策＞

1. 『農業者の所得増大』の実現による持続可能な地域農業の確立
 - (1) 原材料価格高騰に対する農業経営対策
 - ① 予約注文の効率化による資材価格の低減化
 - ② 他JAと連携した資材注文の共同化による資材価格対策
 - ③ 土壌条件に対応した技術による経費の節減
 - (2) 組合員のニーズに対応したサービスの向上
 - ① デジタル導入による業務効率化
 - ② 店舗職員の専門性の向上と対応の迅速化
 - (3) 持続可能な農業の実現に向けた営農活動支援
 - ① 異常気象による収量減への対策

- ②持続可能な営農活動の仕組みづくり
- (4) 地域農業を担う後継者の育成支援
 - ①後継者と新規就農者の就農・育成支援
 - ②高齢者の営農支援
- (5) 国産農畜産物の安定供給と農業所得の増大対策
 - ①安心・安全な農産物の安定供給
 - ②大規模経営を志向する農家の支援

2. 豊かでくらしやすい地域社会への貢献

- (1) 地域貢献に向けた食育教育の普及活動
 - ①地域フォーラム開催による地産・地消の継続的取組み
 - ②食農教育活動の充実
 - ③農産物のPR活動
- (2) 農業やJAに対する理解・共感醸成に向けた対外広報
 - ①JA施設における情報提示の強化(農業従事者へ向けた新技術導入の提案)

3. 組織基盤の整備・強化による健全な経営体制の確立

- (1) 顧客満足度の向上
 - ①葬祭事業における搬送時の対応、請け合い時の対応、式進行から支払いが終わるまで一貫して、満足いくサービスの提供
 - ②安置室設置による葬儀受入れ体制の整備
- (2) 人材育成、業務効率化への取組み
 - ①デジタル化による業務の効率化
 - ②専門知識を有した職員の育成
 - ③集出荷体制のスマート化
- (3) 持続可能な農業の実現に向けた営農活動支援
 - ①インターネット受注の検討
 - ②効率的な予約注文による農業資材供給価格の低減
- (4) 多様な担い手のニーズへの対応強化に向けた営農経済事業体制等の整備
 - ①デジタル化を駆使した業務効率向上
 - ②購買店舗集約による専門性の向上と対応の迅速化

◇金融共済部門方針

コロナ禍による社会情勢・生活様式の急速な変化に伴うデジタル化の発達や少子高齢化、また日本銀行が利上げに踏み切ったことによる金融環境の変化によりJAの金融サービスも大きな転換期を迎えています。

また、健全な事業を継続していくため金融事業には新たな収益源の確保や金融環境の急速な変化に対応できる体制強化を実現するため経営資源の分配を踏まえた金融店舗の担うべき機能と役割を發揮し、組合員・利用者の利便性向上に向け取組みます。

信用事業では営農経済部門との連携による総合事業力を發揮することで原点である農家・農業法人、担い手の支援と融資相談機能の確立に向けて取組みます。

共済事業では渉外担当者を中心に訪問活動による各種手続き、相談、利用者のニーズに合った保障の提供をはじめとした保全体制の整備を進めてまいります。

< 部門重点事項・取組み項目・取組み具体策 >

1. 組合員・地域住民から選ばれる金融機関として、持続可能な経営基盤の確立・強化に向けた取組みの継続

(1) 信用事業運営基盤強化に向けた取組み

- ① 個人貯金増強に向けた年金推進の実施
- ② 農業者支援融資円滑化による農業経営に関する情報提供を踏まえた支店融資相談機能強化
- ③ 各種キャンペーンの実施と効果分析

(2) 共済事業運営基盤強化に向けた取組み

- ① 渉外担当者を中心とした計画的推進活動の実践
- ② 渉外担当者・支店共済担当者を中心とした共済未加入車両への積極的なアプローチ
- ③ 本・支店管理職と連携した解約抑止対策による保有高維持

(3) 渉外業務基盤強化に向けた取組み

- ① 複合目標における活動計画の策定と実践
- ② 3Q活動を通じた世帯内深耕と共済未加入者、次世代層の獲得
- ③ 組合員・利用者のニーズ・ライフステージを踏まえた推進活動の実践

(4) 経営戦略を支える職場づくり・人づくり

- ① OJT研修による支店担当職員の資質向上
- ② 専門知識・スキルを有する職員の育成
- ③ 意欲的職員のLA登用

(5) 総合事業を活かした体制強化

- ① 部門間連携による総合事業の強み発揮
- ② 共済事業における推進先情報提供制度の浸透による職員間協力体制の確立・強化
- ③ 推進情報獲得に向けた組合員対象イベントの企画・実践

(6) 業務効率化へ向けた取組み

- ① 非対面取引でのサービス提供
- ② デジタル技術を活用した事務の効率化
- ③ JA間連携による実現可能な事業合理化に向けた協議と実践

(7) 自己改革の着実な実践に向けた取組み

- ① 自主点検及び定期点検による不祥事撲滅へ向けた取組み
- ② JAの実情に応じた堅実な事業計画の策定

◇総務企画部門方針

総務企画部門については組織基盤強化戦略として組合員との対話を基軸としたJA事業運営への取組みを進めてまいります。

また、厳しい雇用環境を踏まえた事業対策、急速に進展するデジタル化など様々な環境変化に対応するため、経営環境分析・事業分析等により直面する課題の認識と必要な計画及び実践具体策を見直すことで、中長期的計画に基づく実践効果の測定をもとに適切なPDCAの運用に努めてまいります。

また、これからも持続可能な農業協同組合として、この地域において存在し、事業・機能の発揮によるメリットを提供し続ける強固な財務・経営基盤を構築するため、「農業・JA経営戦略研究会」等に参加して合併研究を行います。

<部門重点事項・取組み項目・取組み具体策>

1. 豊かでくらしやすい地域社会への貢献

(1) 地域農産物PRと合わせた産地の情報発信

①ホームページにおける情報の充実(定期的情報更新)

(2) 組合員との架け橋となる広報誌の定期的発刊による情報共有

①農業まつりやイベントを通じたJA事業のPR

②支店だより・広報誌の発行による組合活動情報の発信

(3) SDGsへの積極的取組み

①備品リサイクル(再利用)への取組み

2. 組織基盤の整備・強化による健全な経営体制の確立

(1) JA経営基盤強化を目的とした経営戦略の策定と実践

①事業対策による業務効率化と改革への取組み

(2) JA経営基盤確立のためのガバナンス・内部統制の強化

①健全な経営に基づく管理体制の確立

(3) 安心して暮らせる持続可能で豊かな地域社会づくりへの貢献

①信頼されるJAとしてコンプライアンス意識の醸成、個人情報の適切な管理、不祥事防止への取組み

(4) 経営を支える職場づくり・人づくり

①役職員アンケートの実施による働きやすい職場環境の構築

②経営を支える人材確保

③業務に精通した専門的職員の育成

(5) 採算性を考慮した不要コストの削減

①業務プロセスの見直し

②遊休資産処分に向けた取組み

③費用抑制への取組み

(6) 持続可能な経営基盤の確立・強化

- ①中長期的財務シミュレーションによる将来の見通しと財務基盤の強化
- ②総合事業体としての機能発揮

3. 組合員との対話を通じた組織基盤の強化

(1) 組合員との対話を基軸としたJA事業運営への取り組み

- ①家庭訪問を通じた組合員対話活動の継続的实施
- ②組合員及び農業法人組織・生産部会とのJA事業運営に関する意見交換

(2) 農業やJAに対する理解・共感醸成に向けた取り組み

- ①青年・女性農業者を含めた多様な組合員のJA運営参画

(3) 農業協同組合理念の理解醸成

- ①組合員学習「協同組合講座」の開催と積極的参加への呼びかけ

◆組合員数及びその増減

(単位:人)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
正 組 合 員	3,931	3,817	△114
個 人	3,860	3,744	△116
法 人	71	73	2
准 組 合 員	2,133	2,136	3
個 人	2,103	2,107	4
法 人 等	30	29	△1
合 計	6,064	5,953	△111

◆出資口数及びその増減

(単位:口)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
正 組 合 員	1,544,903	1,500,834	△44,069
准 組 合 員	233,651	248,405	14,754
小 計	1,778,554	1,749,239	△29,315
処 分 未 済 持 分	18,557	20,479	1,922
合 計	1,797,111	1,769,718	△27,393

◆組合員組織の概況(令和7年 3 月 31 日現在)

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
女 性 部	246	ア ス パ ラ ガ ス 部 会	90
年 金 友 の 会	2,222	い ち ご 部 会	270
青 年 部	56	い ち じ く 部 会	11
壽 限 無 部 会	8	大 川 地 区 い 製 品 部 会	15
特 別 栽 培 米 部 会	19	麦 出 荷 者 部 会 (認定農業者含む)	107 経営体
青 ね ぎ 部 会	18	法 人 (営 農 組 合 含 む)	44 組織
し め じ 部 会	10 事業所	農 事 組 合	181 組合
え の き 部 会	10		

◆地区一覧

大川市一円の区域、久留米市城島町一円の区域、三潞郡大木町一円の区域

◆職員数

(単位:人)

区 分		令和5年度末	令和6年度末		
			うち男	うち女	
正職員数	一般事務職員	79	76	55	21
	営農指導員	3	3	3	0
	生活指導員	1	1	0	1
	その他専門技術職員	2	2	1	1
小 計		85	82	59	23
常 雇		27	27	14	13
臨時・パート		31	33	15	18
派 遣		1	1	0	1
合 計		144	143	88	55

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧

(令和7年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	田中 宏幸	理 事	石橋 正毫
代表理事専務	北原 喜利	理 事	水落 常志
金融共済担当常務	池末 弘義	理 事	緒方 喜治
理 事	佐藤 豊	理 事	石橋 良徳
理 事	坂井 利隆	理 事	中島 和夫
理 事	後藤 敬介	理 事	龍 博美
理 事	江頭 和彦	理 事	植木 秋義
理 事	吉武 征勝	理 事	井口 寿
理 事	森崎 一男	理 事	中園 サヨ子
理 事	久良木 勝昌	理 事	井口 直美
理 事	平木 烈夫	代 表 監 事	田中 高德
理 事	山口 伸一	常 勤 監 事	池松 靖博
理 事	石川 泰彦	監 事	田島 勉
理 事	田中 稔男	監 事	諸富 友博
理 事	松永 泉	員 外 監 事	井手 正昭
理 事	本村 毅	監 事	黒田 安利

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和7年3月現在) 所在地 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 14 階

4. 事業所の名称及び所在地

◆店舗一覧

(令和6年3月末現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	三漕郡大木町大字八町牟田 330	0944-32-1300	-----
大川支店	大川市大字荻島 472	0944-87-7388	ATM 1台
城島支店	久留米市城島町城島 307	0942-62-2175	ATM 1台
大木支店	三漕郡大木町大字八町牟田 330	0944-32-1800	ATM 1台
城島営農センター	久留米市城島町檜津 1418-1	0942-62-4720	-----
大木営農センター	三漕郡大木町大字八町牟田 330	0944-33-0380	-----
大川営農センター	大川市大字北古賀 221	0944-89-1355	-----
城島給油所	久留米市城島町檜津 1418-1	0942-62-3049	-----
大木給油所	三漕郡大木町大字八町牟田 379-1	0944-32-1187	-----
大川給油所	大川市大字荻島 472	0944-87-5110	-----
農機具センター	三漕郡大木町大字八町牟田 340	0944-32-1439	-----
城島カントリー	久留米市城島町江上本 75-1-3	0942-62-3295	-----
大木カントリー	三漕郡大木町大字上八院 1730	0944-33-0415	-----
木室カントリー	大川市大字下木佐木 103	0944-86-2422	-----
川口カントリー	大川市大字一木 1038	0944-87-6855	-----
大豆乾燥調製施設	大川市大字下木佐木 103	0944-86-8357	-----
城島集荷場	久留米市城島町江上本 75-1-3	0942-62-2779	-----
大木集荷場	三漕郡大木町大字上八院 1637-1	0944-33-0612	-----
大川集荷場	大川市大字北古賀 246-1	0944-88-3740	-----
アスパラガス集荷場	大川市大字下木佐木 106-1	0944-88-0700	-----
おもひでホール大川斎場	大川市大字中木室 570	0944-88-0002	-----

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和6年度についても、依然として肥料・農薬等の生産資材価格は高止まりしており、主食米は、民間在庫・市場流通の減少により上昇しましたが、農産物価格は生産コスト上昇分を補う販売価格とはなっておらず、高温気象により生産量も減少してきており、農業経営に大きな影響を受けております。

このような状況の下、当JAではJAグループ福岡の中期方針を踏まえ、第5次中期経営計画の実践と社会情勢に適応した各事業の取組みにより、当年度事業実績につきましては概ね計画を達成することができました。

このことは組合員、地域住民の皆様のご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

主な事業実績と成果については以下のとおりです。

2. 令和6年度各事業の概況〔活動・実績〕

◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

・貯金商品一覧表

種類	お預入期間	お預入額	特徴
普通貯金	期間の制限はありません。	1円以上	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布替わりとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金の自動支払口座として、また、給与・年金の自動受取口座として最適です。
総合口座 定期貯金	各貯金の種類に準ずる。	同 左	期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、自由金利型定期貯金、変動金利定期貯金等がセットできます。
期日指定 定期貯金	最長3年	1円以上 300万円未満	1年毎の複利計算で、有利に増やせます。また、お預入れ1年経過後はお引き出し自由で一部分の引き出しも出来ます。
スーパー 定期貯金	1ヶ月～5年 7年・10年	1円以上	お預入れ時の金利が満期まで変わらない確定利回りの定期貯金です。
大口定期貯金	1ヶ月～5年 7年・10年	1千万円以上	大口の資金運用に適した高利回りの自由金利型定期貯金です。預入れ時点の金利情勢より利率を決定致します。
変動金利 定期貯金	1年～3年	1円以上	お預入れの日より6ヶ月毎に金利情勢により利率が変動する定期貯金です。
定期積金	6ヶ月～10年	毎月掛金 1千円以上	毎月または2ヶ月おきなど手軽にできる積金で、お客様のライフプランに合わせて着実に積立ができる貯金です。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

・貸出金残高(令和7年3月末)

(単位:百万円)

組合員等	地方公共団体等	その他	計
3,193	168	339	3,700

・貸出商品一覧表

種類	資金使途	期間	融資限度額
住宅ローン	住宅の新築または購入、住宅用地の購入等の資金としてご利用いただけます。	3年以上 50年以内	10万円以上 10,000万円以内
リフォームローン	住宅の増改築、改装補修や住宅関連施設の資金としてご利用いただけます。	20年以内	1,500万円以内
多目的ローン	ご結婚・ご旅行等、不意の出費にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
教育ローン	高校生以上のお子様の就学資金や付帯経費にご利用いただけます。ご卒業まで元金償還を据置きする事もできます。	据置期間を含め 15年以内	1,000万円以内
マイカーローン	新車はもちろん、中古車などの購入資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
カードローン	借入枠を決めて頂き、JAはもちろん、全国の金融機関のC・D・ATMはカード1枚で便利に借入れができます。	1年(契約更新に支障がない場合自動延長)	300万円以内
農機ハウスローン	農機具・農業用トラックの購入にご利用できます。	15年以内	1,500万円以内
営農ローン	営農活動に必要な運転資金にご利用できます。	1年(契約更新に支障がない場合自動延長)	300万円以内
一般資金	組合員の皆様の不意の出費の際、使いみちを問わずご利用できます。(ただし負債整理資金を除く)	最高5年以内	所要資金の範囲内
貯金担保貸付	定期貯金、定期積金等を担保として質入れ、貯金残高の範囲内までご利用できます。	1年以内かつ当該貯金の満期日以内	貯金残高の範囲内
共済担保貸付	ご加入の共済を担保としてご利用できます。	1年以内かつ共済契約期限以内	共済約款貸付に準じる

・制度融資

(単位:百万円)

資金名		制度の概要・主旨	貸出金額
制度融資	農業近代化資金	農業を営む者に対し農業経営改善に取り組む為の資金	260
	就農支援資金	農業経営をはじめる方にご利用いただくための資金	1

◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◇サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

・サービス・その他商品一覧表

■内国為替取扱手数料

		自店	県内・外 JA系統宛	他金融機関宛
振込手数料 (1件につき)	電信扱 3万円未満	—	220円	550円
	電信扱 3万円以上	—	440円	770円
	文書扱 3万円未満	—	220円	440円
	文書扱 3万円以上	—	440円	660円
電子交換取立 (1通につき)	—	—	880円	880円
個別取立 (1通につき)	—	—	1,100円	1,100円

■その他手数料

小切手発行手数料(1冊)	11,000円	残高証明書発行手数料	220円
約束手形発行手数料(1冊)	11,000円	送金振込の組戻料(1件)	1,100円
通帳・証書再発行手数料	550円	取立手形組戻料(1通)	1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	1,100円	不渡手形返却料(1通)	1,100円
ローンカード再発行手数料	1,100円	住宅ローン融資事務手数料	33,000円
未利用口座管理手数料	1,320円	小切手・手形帳(1冊)	11,000円
取立手形店頭呈示料	1,100円		

◆共済事業

JA共済は、組合員と地域住民の「相互扶助」の精神を理念とし、人間性の尊重や地域社会づくりへの貢献をめざしJAの総合事業の一環として行なっています。また、JA共済は一般の生命保険と損害保険両方の機能を併せ持ち、少ない負担で大きな安心、十分なサービスと対応、そして高度な専門性により組合員・利用者の皆様に満足いただけるよう、さまざまなライフスタイルに合わせ、生涯にわたる総合保障をお届けしています。

共 済 種 類		特 徴	
長期共済	生命総合	終身共済	働き盛りから老後の相続対策まで、一生涯にわたって万一を保障する共済です。さまざまな特約が付加できます。
		定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一を保障する共済です。ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
		養老生命共済	定められた期間内の万一を保障する共済で、満期時には満期共済金を受け取ることができます。
		医療共済	医療保障(入院・手術)を中心とした商品で生涯にわたって入院等を保障します。
		がん共済	今や「がん」は早期に発見すれば治せる病気です。がん共済は「がん」と闘うための経済的な安心を一生涯にわたってワイドに保障します。
		こども共済	お子様の入学や就学に合わせて定期的な一時金を受け取ることができ、親(契約者)が万一の場合養育年金が支払われます。
		年金共済	一定期間または終身にわたって老後のゆとりの生活をお手伝いします。
		介護共済	一生涯に備えて、幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。
		認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。
		特定重度疾病共済	身近な生活習慣病に備える共済です。三大疾病に加えて、三大疾病以外の心・血管疾患や脳血管疾患、その他の生活習慣病まで幅広く保障します。
	生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる保障です。	
	建物更生共済	建物の火災は勿論のこと、地震、台風などの自然災害まで幅広い損害を保障します。積立式なので修理費用の準備にも最適です。	
短期共済	自動車共済	年々高額化する事故賠償額、万一の場合に備えぜひ加入をお勧めします。自賠責共済とセットで加入すると補償交渉や掛金も有利になります。	
	火災共済	住宅や倉庫などの火災による損害を保障する掛け捨てタイプの共済です。	
	傷害共済	日常の生活における万一の傷害を保障するもので、入院や通院まで幅広く保障します。	
	自賠責共済	法律により、自動車を運行する場合必ず加入しなければならない共済です。	

◆農業・生活関連事業

◇営農指導事業

担い手の育成・安定した生産体制の整備・食と農の交流等、農業振興に向け、取組んでまいりました。関係機関とも連携を図り、普通作・園芸作の生産状況、新規就農状況、各機関の活動等、毎月様々な情報交換会議を開催してきました。

集落営農法人への面談では、それぞれの地域や組織の実情に応じて、収益確保と持続可能な組織運営が図れるよう協議を実施いたしました。

補助事業では、施設園芸等燃料価格高騰対策事業・活力ある高収益型園芸産地育成事業等、国庫・県単事業を活用し、農業振興を図りました。

青年部・女性部は、組織の活性化を図りながら活動を展開しました。また、農総対と連携し、食と農をむすぶ大川・城島・大木地域フォーラムにより食農活動と地元農産物のPRを行いました。

◇購買事業

<生産・生活資材>

生産出荷に係る諸資材は昨今の世界情勢及び国内情勢により高止まりをしている中で、集約品目強化等により生産コスト低減へ取組みました。

生活資材では、組合員・利用者が健康で安心して暮らせるようニーズに合わせた商品の提案、提供に努めるとともに、県産農産物を使用した商品のPR及び消費拡大に取組みました。

・購買品供給高実績 2,128,688 千円 前年対比 101.3%

◇葬祭事業

小規模葬祭の需要増加やインターネット仲介等による競合がより厳しくなる中でも、組合員・利用者に安心していただけるサービスを提供できるよう取組みました。

・利用件数 95 件 前年対比 118.8% 施行金額 93,368 千円 前年対比 121.6%

◇販売事業

<米・麦・大豆>

米穀情勢は、令和6年6月末民間在庫量が 153 万トンと公表され、米不足感が強まり販売価格が大幅に上昇することとなりました。

令和6年産麦は、黄斑病等の影響による収量減少となり、契約数量未達となりました。

令和6年産大豆は、栽培期間を通じて高温傾向のためハスモンヨトウやカメムシ等が多発し、落葉・黄化が進まず収穫も遅くなったことにより品質・収量とも減少となりました。

・米 類 販売品販売高 973,237 千円 前年対比 139.5%

・麦 類 販売品販売高 460,129 千円 前年対比 80.1%

・大 豆 販売品販売高 158,387 千円 前年対比 129.9%

<野菜・果実・特産>

園芸品目に関しては、「活力ある高収益型園芸産地育成事業」などの各種補助事業を積極的に活用しながら、新規生産者の確保・育成に取組んでまいりました。これにより、生産基盤の強化を図るとともに、生産者数および生産量の増大を目指してまいりました。

主要園芸品目としては、いちご、アスパラガス、青ねぎを中心に据え、これらの品目の有利販売に向けた取組みを推進しております。特に市場ニーズや価格動向を的確に捉えた販売戦略の構築を進めており、販路の拡

大やブランド力の向上にも努めているところです。

しかしながら、近年は酷暑の影響による高温障害が顕著となり、これに伴う出荷量の減少が喫緊の課題となっております。これに対応すべく、アスパラガスおよび青ねぎにおいては、遮光資材の試験的な導入を進め、作物の品質維持と収量確保に向けた環境制御技術の実証に取り組んでおります。

また、いちごに関しては、育苗期における病害対策が重要課題となっていることから、雨よけ育苗ハウスの導入を推進するとともに、適切な育苗管理を支援するための手引きを作成し、関係機関と連携しながら生産者への技術支援を強化しております。

加えて、スマート農業の一環として、DX(デジタルトランスフォーメーション)による集出荷業務の効率化にも取り組んでおります。具体的には、トライアルとして大木集荷場において、いちごを対象に「nimaruJA(集出荷システム)」を導入し、データを活用した集出荷作業の合理化と業務効率化を図っております。今後は、この取り組みを他の集荷場へと拡大し、対象品目についても順次広げていく計画です。

菌茸類については、安全・安心な農産物の生産・販売に不可欠なGAP認証制度や、福岡県が推奨している「ワンヘルス」認証も継続で取得しております。また、福岡県農林業総合試験場と新品種の共同開発を継続的に行い、他産地と差別化を図り、有利販売に繋げています。

・園芸販売品販売高 4,503,113 千円 前年対比 99.2%

・特産販売品販売高 2,233,008 千円 前年対比 107.7%

VI. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

◆農業関係の持続的な取り組み

◇安全・安心な農産物作りへの取り組み

消費者の皆様へ、新鮮で安全・安心な野菜を提供するため栽培講習会等を行い、生産者の栽培技術向上をおこないました。また、食の安全・安心を求める声に応えるため、GAP(農業生産工程管理)取り組みや、生産履歴記帳の徹底と残留農薬検査を実施しました。

◇担い手・新規就農者への支援

活力ある高収益型園芸産地育成事業による新規参入者及び規模拡大の支援を行いました。

◇地産池消・食育への取り組み

青年部や女性部による食育活動、食と農をむすぶ地域フォーラムの開催により、組合員・地域住民の方との交流を深めると共に、食の大切さのPR活動を行いました。

◆地域密着型金融への取り組み

◇農業者等の経営支援に関する態勢整備

新規就農支援資金等を活用した新規就農者への初期投資の軽減
確定申告(青色申告)での記帳代行、e-Taxの申告支援業務

2. 地域貢献情報

◆社会貢献活動(社会的責任)

各種募金活動・公益団体等への寄附・献血への積極的参加に努めました。

◆地域貢献情報

学校給食への地元農産物の提供に係る支援への参加に努めました。

地域活動への協賛・後援に努めました。

JAファンづくり活動として、周辺地域の清掃活動に努めました。

地域生活支援として行政・社会福祉協議会を通じて主食米の寄贈を行いました。

3. 情報提供活動

JA広報誌(望)を隔月発行、各支店より支店だよりを発行して組合員宅へ配布しました。また、ホームページを活用し、多くの組合員・利用者へ向けてJAの最新情報を提供しました。

4. リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当 JA ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1)信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2)市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有

有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◆法令等遵守体制

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和5年度の取り組み事項

- (1) 実効性のある自主検査の実施
- (2) 連続職場離脱の実施
- (3) 個人情報の管理・徹底
- (4) 独占禁止法への適切な対応
- (5) マネーロンダリング等及び反社会的勢力への適切な対応への取り組み

◇令和6年度の取り組み事項

- (1) 不祥事再発防止策の実施による改善への取り組み
- (2) マネーロンダリング等及び反社会的勢力への適切な対応への取り組み
- (3) 会計監査人監査に対応可能な内部管理体制(内部統制)の整備
- (4) 危機管理マニュアル及び事業継続計画(BCP)の見直し

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所(一般社団法人 JAバンク・JF マリンバンク相談所、電話: 03-6837-1359)やJA共済相談受付センター(電話: 0120-536-093)とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話: 0944-32-1300(月～金 8時30分～17時00分))

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 (電話:092-791-1840)
福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)
福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員研修の充実に努めます。

◆個人情報の取扱い方針

◇個人情報保護方針

福岡大城農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等(法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

福岡大城農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化

し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、遵守することを誓約します。

◆内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、20.03%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	福岡大城農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,769百万円(前年度1,797百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

Ⅶ. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
科目	金額	金額
(資産の部)		
1 信用事業資産	51,484,056	51,245,122
(1) 現金	383,938	270,591
(2) 預金	47,199,080	46,270,007
系統預金	47,152,722	46,213,050
系統外預金	46,358	56,957
(3) 有価証券	0	960,624
国債	0	563,585
地方債	0	397,039
(4) 貸出金	3,872,440	3,700,196
(5) その他信用事業資産	34,159	48,007
未収収益	23,577	36,670
その他の資産	10,582	11,336
(6) 貸倒引当金	△5,561	△ 4,305
2 共済事業資産	53	25
(1) 共済未収利息	53	25
3 経済事業資産	1,011,228	1,003,839
(1) 経済事業未収金	547,620	581,655
(2) 経済受託債権	392,994	351,258
(3) 棚卸資産	70,459	68,850
購買品	68,037	67,352
その他棚卸資産	2,422	1,497
(4) その他経済事業資産	30,892	35,852
(5) 貸倒引当金	△30,737	△ 33,777
4 雑資産	227,677	277,601
(1) 雑資産	227,677	277,601
(2) 貸倒引当金	0	0
5 固定資産	2,092,943	2,038,180
(1) 有形固定資産	2,090,941	2,036,247
建物	2,799,393	2,803,558
機械装置	1,581,862	1,588,206
土地	1,357,387	1,355,534
その他有形固定資産	764,610	769,970
減価償却累計額(控除)	△4,412,311	△ 4,481,022
(2) 無形固定資産	2,002	1,933
6 外部出資	2,991,555	2,990,055
(1) 外部出資	2,991,555	2,990,055
系統出資	2,925,225	2,925,225
系統外出資	64,830	64,830
子会社等出資	1,500	0
7 繰延税金資産	39,413	36,811
資産の部合計	57,846,925	57,591,637

(単位:千円)

負債および純資産の部	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
科 目	金 額	金 額
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	51,388,886	51,130,532
(1) 貯金	51,335,893	51,057,610
(2) 借入金	4,131	970
(3) その他の信用事業負債	48,862	71,951
未払費用	2,468	10,891
その他の負債	46,394	61,060
2 共済事業負債	132,422	123,774
(1) 共済資金	48,498	40,795
(2) 未経過共済付加収入	83,924	82,978
3 経済事業負債	1,383,389	1,303,839
(1) 経済事業未払金	275,336	272,001
(2) 経済受託債務	1,100,076	1,023,644
(3) その他の経済事業負債	7,977	8,194
4 雑負債	183,277	208,725
(1) 未払法人税等	23,300	23,000
(2) その他の負債	159,977	185,725
5 諸引当金	162,850	156,318
(1) 賞与引当金	23,100	22,500
(2) 退職給付引当金	47,382	41,169
(3) 役員退職慰労引当金	24,416	33,164
(4) 特例業務負担金引当金	67,952	59,484
6 再評価に係る繰延税金負債	186,943	192,437
負債の部合計	53,437,767	53,115,627
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	4,035,709	4,108,069
(1) 出資金	1,797,111	1,769,718
(2) 利益剰余金	2,257,155	2,358,830
利益準備金	1,346,000	1,376,000
その他利益剰余金	911,155	982,830
カントリー損害補填積立金	40,000	40,000
施設整備積立金	463,000	463,000
農業生産資材高騰対策積立金	30,000	30,000
会計及び法整備等対策積立金	220,000	280,000
当期末処分剰余金	158,155	169,830
(うち当期剰余金)	(85,655)	(111,999)
(3) 処分未済持分	△18,557	△20,479
2 評価・換算差額等	373,449	367,940
(1) その他有価証券評価差額金	0	0
(2) 土地再評価差額金	373,449	367,940
純資産の部合計	4,409,158	4,476,009
負債および純資産の部合計	57,846,925	57,591,637

◆損益計算書

(単位:千円)

科目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
1. 事業総利益	1,102,081	1,069,418
事業収益	3,315,766	3,281,965
事業費用	2,213,685	2,212,547
(1)信用事業収益	314,043	323,079
資金運用収益	298,486	307,287
役員取引等収益	12,664	13,242
その他経常収益	2,893	2,549
(2)信用事業費用	26,659	48,414
資金調達費用	3,711	24,990
役員取引等費用	4,855	4,784
その他経常費用	18,093	18,639
信用事業総利益	287,384	274,664
(3)共済事業収益	204,808	194,784
(4)共済事業費用	9,064	14,606
共済事業総利益	195,744	180,177
(5)購買事業収益	2,127,654	2,156,550
(6)購買事業費用	1,882,001	1,905,013
購買事業総利益	245,653	251,536
(7)販売事業収益	304,935	278,836
(8)販売事業費用	104,049	54,173
販売事業総利益	200,886	224,663
(9)利用事業収益	22,262	19,850
(10)利用事業費用	7,851	1,539
利用事業総利益	14,411	18,311
(11)カントリー・大豆事業収益	262,272	221,158
(12)カントリー・大豆事業費用	137,564	141,212
カントリー・大豆事業総利益	124,708	79,946
(13)葬祭事業収益	76,793	93,367
(14)葬祭事業費用	36,539	44,178
葬祭事業総利益	40,254	49,189
(15)指導事業収入	24,863	21,736
(16)指導事業支出	31,822	30,808
指導事業収支差額	△6,959	△9,071
2. 事業管理費	1,013,671	991,973
(1)人件費	693,449	673,603
(2)業務費	98,911	97,084
(3)諸税負担金	48,841	51,054
(4)施設費	168,867	166,781
(5)その他事業管理費	3,603	3,448
事業利益	88,410	77,444
3. 事業外収益	65,961	69,828
4. 事業外費用	5,441	21
経常利益	148,930	147,251
5. 特別利益	2,246	3,418
6. 特別損失	43,281	4,413
税引前当期利益	107,895	146,257
法人税住民税及び事業税	31,631	31,661
法人税等調整額	△9,391	2,596
当期剰余金	85,655	111,999

当期首繰越剰余金	58,165	57,819
土地再評価差額金取崩額	14,334	11
当期末処分剰余金	158,154	169,830

○令和5年度 注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
子会社株式および 関連会社株式	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法			
<table border="1"> <tr> <td>購買品(数量管理品)</td> <td rowspan="2">総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)</td> </tr> <tr> <td>肥料・農薬等の生産資材</td> </tr> </table>	購買品(数量管理品)	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)	肥料・農薬等の生産資材	
購買品(数量管理品)	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)			
肥料・農薬等の生産資材				
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)			
その他の棚卸資産	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)			

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4)役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5)特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

本・支店、事業所等の施設において、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ カントリー・大豆事業

カントリーエレベーターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に柵りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の施行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の施行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っていま

す。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買事業その他の収益に含めて表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(3) 農機協同事業に係る取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、農機協同事業に係る購買品供給高等については、協同事業者である全国農業協同組合連合会と当組合との労務出資割合で配分した金額を表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 52,897,944 円(繰延税金負債との相殺前)

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 42,261,159 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,837,809,145 円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類)土 地	(圧縮記帳累計額) 5,366,073 円
(種類)建 物	(圧縮記帳累計額) 715,912,625 円
(種類)建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 141,657,790 円
(種類)構 築 物	(圧縮記帳累計額) 208,943,227 円
(種類)機 械 装 置	(圧縮記帳累計額) 748,828,538 円
(種類)車 両 運 搬 具	(圧縮記帳累計額) 2,268,026 円
(種類)器 具・備 品	(圧縮記帳累計額) 14,832,866 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類)預 金	(金額) 1,000,000,000 円
---------	----------------------

3. 関連法人等に対する金銭債権及び金銭債務

・関連法人等に対する金銭債権の総額	(金額) 161,664 円
・関連法人等に対する金銭債務の総額	(金額) 10,245,994 円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 40,409,012 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権に該当する金額は 22,072,570 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:円)

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	20,365,636
危険債権	1,706,934
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	22,072,570

注1:破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2:危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3:三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4:貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 214,974,731 円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関連法人等との取引高の総額

・関連法人等との取引による収益総額	(金額)	1,345,670 円
うち事業取引高	(金額)	1,345,670 円
・関連法人等との取引による費用総額	(金額)	83 円
うち事業取引高	(金額)	83 円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、JA全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。カントリーエレベーター・大豆乾燥施設・集荷場等の農業関連施設については、農業者の農業経営を継続するため、廃止することが出来ない施設であります。これらは、JAの事業基盤として組合員の事業利用を促進しており、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産と認識しています。

共用資産	本店、城島集荷場、大木集荷場、大川集荷場 城島カントリー、大木カントリー、木室カントリー、川口カントリー、大豆乾燥調製施設
------	--

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
城島給油所	営業用店舗	建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具・備品、土地	
大川給油所	営業用店舗	建物、建物附属設備、構築物、機械装置、器具・備品、土地	
農機具センター	営業用店舗	構築物	
旧田口支所	遊休	土地	業務外固定資産
味噌加工場	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業用店舗については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、遊休資産については、将来の使用見込みは無く早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損金額	内 訳
-----	------	-----

城島給油所	15,400,170 円	建物附属設備 385,593 円、構築物 854,490 円、機械装置 739,680 円、車両運搬具 582,341 円、器具・備品 720,781 円、土地 12,117,285 円
大川給油所	18,938,631 円	建物 12,666,181 円、建物附属設備 1,251,831 円、構築物 1,808,762 円、機械装置 1,128,322 円、器具・備品 311,713 円、土地 1,771,822 円
農機具センター	349,999 円	構築物 349,999 円
旧田口支所	5,609 円	土地 5,609 円
味噌加工場	7,566,750 円	土地 7,566,750 円
合 計	42,261,159 円	建物 12,666,181 円、建物附属設備 1,637,424 円、構築物 3,013,251 円、機械装置 1,868,002 円、車両運搬具 582,341 円、器具・備品 1,032,494 円、土地 21,461,466 円

(4)回収可能価額の算定方法

営業用店舗及び遊休資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 37,110,389 円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	47,199,080,118	47,169,675,735	△29,404,383
貸出金	3,872,439,983		
貸倒引当金※1	△5,560,470		
貸倒引当金控除後	3,866,879,513	3,960,487,862	93,608,349
資産計	51,065,959,631	51,130,163,597	64,203,966
貯金	51,335,892,609	51,303,506,219	△32,386,390
経済受託債務	1,100,076,113	1,100,076,113	—
負債計	52,435,968,722	52,403,582,332	△32,386,390

※1:貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態

が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によ
ています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を
リスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額
として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引
当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしていま
す。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリス
クフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定してい
ます。

② 経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、時
価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていま
せん。

(単位:円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,991,555,101

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	47,199,080,118	0	0	0	0	0
貸出金	862,726,565	379,880,511	315,596,820	257,112,871	215,133,022	1,835,971,988
合計	48,061,806,683	379,880,511	315,596,820	257,112,871	215,133,022	1,835,971,988

注1:貸出金のうち、当座貸越 89,535,895 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない
場合は「5年超」に含めています。

注2:貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 6,018,206 円は
償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	47,907,988,237	1,916,196,241	1,265,307,765	143,422,012	102,978,354	0
経済受託債務	1,100,076,113	0	0	0	0	0

合計	49,008,064,350	1,916,196,241	1,265,307,765	143,422,012	102,978,354	0
----	----------------	---------------	---------------	-------------	-------------	---

注1:貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI.退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	42,179,466 円
退職給付費用	23,601,755 円
退職給付の支払額	△272,119 円
特定退職共済制度への拠出金	△18,127,072 円
期末における退職給付引当金	47,382,030 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	397,468,529 円
特定退職共済制度	△350,086,499 円
未積立退職給付債務	47,382,030 円
退職給付引当金	47,382,030 円

4. 退職給付に関する損益

勤務費用	23,601,755 円
退職給付費用	23,601,755 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 8,552,028 円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、67,397,000 円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

減価償却超過額	50,739,114 円
減損損失(土地)	27,201,820 円
特例業務負担金引当金	18,482,779 円
退職給付引当金	12,887,912 円
役員退職慰労引当金	6,913,206 円
その他	21,563,490 円
繰延税金資産小計	137,788,321 円
評価性引当額	△84,890,377 円
繰延税金資産合計(A)	52,897,944 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△12,124,944 円
事業分量配当金	△1,360,000 円
繰延税金負債合計(B)	△13,484,944 円

繰延税金資産の純額(A) + (B) 39,413,000 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 当該事業年度にかかる法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	27.20%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.63%
受取出資配当等永久に益金に算入されない項目	△ 5.17%
事業分量配当等	△ 3.78%
住民税均等割等	2.91%
評価性引当額の増減	0.09%
特別税額控除	△ 0.40%
その他	△0.87%
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>20.61%</u>

Ⅷ. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式および 関連会社株式	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法			
<table border="1"> <tr> <td>購買品（数量管理品）</td> <td rowspan="2">総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</td> </tr> <tr> <td>肥料・農薬等の生産資材</td> </tr> </table>	購買品（数量管理品）	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（数量管理品）	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）			
肥料・農薬等の生産資材				
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）			
その他の棚卸資産	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）			

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基

づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

本・支店、事業所等の施設において、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ カントリー・大豆事業

カントリーエレベーターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の施行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の施行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部

取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買事業その他の収益に含めて表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(3) 農機協同事業に係る取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、農機協同事業に係る購買品供給高等については、協同事業者である全国農業協同組合連合会と当組合との労務出資割合で配分した金額を表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 50,653,513 円 (繰延税金負債との相殺前)

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 4,067,050 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,838,153,445 円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 土 地	(圧縮記帳累計額)	5,366,073 円
(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額)	715,912,625 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	141,657,790 円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額)	208,943,227 円

<u>(種類) 機 械 装 置</u>	<u>(圧縮記帳累計額) 749,172,838 円</u>
<u>(種類) 車 両 運 搬 具</u>	<u>(圧縮記帳累計額) 2,268,026 円</u>
<u>(種類) 器 具 ・ 備 品</u>	<u>(圧縮記帳累計額) 14,832,866 円</u>

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

<u>(種類) 預 金</u>	<u>(金額) 1,000,000,000 円</u>
-----------------	-----------------------------

3. 関連法人等に対する金銭債権及び金銭債務

・ 関連法人等に対する金銭債権の総額	<u>(金額) 0 円</u>
・ 関連法人等に対する金銭債務の総額	<u>(金額) 0 円</u>

(注) クリエイティブおおきに係る保有株式のすべてを令和7年2月に株式譲渡いたしました。

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額	<u>(金額) 39,848,001 円</u>
・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額	<u>(金額) 0 円</u>

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権に該当する金額は 21,833,237 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:円)

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19,984,076
危険債権	1,849,161
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	21,833,237

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・ 再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・ 再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額

を下回る

金額 222,481,354 円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関連法人等との取引高の総額

・関連法人等との取引による収益総額	(金額)	454,490 円
うち事業取引高	(金額)	454,490 円
・関連法人等との取引による費用総額	(金額)	3,440 円
うち事業取引高	(金額)	3,440 円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、JA全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産としています。カントリーエレベーター・大豆乾燥施設・集荷場等の農業関連施設については、農業者の農業経営を継続するため、廃止することが出来ない施設であります。これらは、JAの事業基盤として組合員の事業利用を促進しており、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、共用資産と認識しています。

共用資産	本店、城島集荷場、大木集荷場、大川集荷場 城島カントリー、大木カントリー、木室カントリー、川口カントリー、大豆乾燥調製施設
------	--

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
城島営農センター	営業用店舗	車両運搬具、器具・備品	
大川給油所	営業用店舗	車両運搬具	
旧大野島支所	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業用店舗については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、遊休資産については、将来の使用見込みは無く早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損金額	内 訳
城島営農センター	3,391,665 円	車両運搬具 2,859,999 円、器具・備品 531,666 円
大川給油所	649,999 円	車両運搬具 649,999 円
旧大野島支所	25,386 円	土地 25,386 円
合 計	4,067,050 円	車両運搬具 3,509,998 円、器具・備品 531,666 円、土地 25,386 円

(4) 回収可能価額の算定方法

営業用店舗及び遊休資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が39,900,682円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行

う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	46,270,007,889	46,151,972,664	△118,035,225
有価証券	960,624,564	930,280,000	△30,344,564
満期保有目的の債券	960,624,564	930,280,000	△30,344,564
貸出金	3,700,196,973		
貸倒引当金※1	△4,305,618		
貸倒引当金控除後	3,695,891,355	3,724,845,681	28,954,326
経済事業未収金	581,655,330		
貸倒引当金※2	△33,777,632		
貸倒引当金控除後	547,877,698	547,877,698	—
資産計	51,474,401,506	51,354,976,043	△119,425,463
貯金	51,057,610,590	50,952,983,640	△104,626,950
経済受託債務	1,023,644,705	1,023,644,705	—
負債計	52,081,255,295	51,976,628,345	△104,626,950

※1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※2：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や公社団債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して

時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスク

フリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、時価は

帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,990,055,101

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	46,270,007,889	0	0	0	0	0
有価証券 満期保有目的の債券	0 0	400,000,000 400,000,000	0 0	0 0	0 0	600,000,000 600,000,000
貸出金	837,112,326	361,673,373	303,156,397	258,840,958	211,455,185	1,724,757,249
合計	47,107,120,215	761,673,373	303,156,397	258,840,958	211,455,185	2,324,757,249

注1：貸出金のうち、当座貸越 102,082,275 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 3,201,485 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	47,618,362,324	1,567,824,738	1,537,915,215	98,610,162	217,898,151	17,000,000
合計	47,618,362,324	1,567,824,738	1,537,915,215	98,610,162	217,898,151	17,000,000

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国債	563,585,136	537,710,000	△25,875,136
	地方債	397,039,428	392,570,000	△4,469,428
	小計	960,624,564	930,280,000	△30,344,564
合計		960,624,564	930,280,000	△30,344,564

VII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	47,382,030 円
退職給付費用	24,005,818 円
退職給付の支払額	△12,869,949 円
特定退職共済制度への拠出金	△17,348,105 円
期末における退職給付引当金	41,169,794 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	382,603,729 円
特定退職共済制度	△341,433,935 円
未積立退職給付債務	41,169,794 円
退職給付引当金	41,169,794 円

4. 退職給付に関する損益

勤務費用	24,005,818 円
退職給付費用	24,005,818 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 8,237,054 円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、60,192,000 円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

減価償却超過額	49,377,528 円
減損損失（土地）	27,309,592 円
特例業務負担金引当金	16,587,799 円

退職給付引当金	11,527,542 円
役員退職慰労引当金	9,285,976 円
賞与引当金	6,120,000 円
その他	16,470,929 円
繰延税金資産小計	136,679,366 円
評価性引当額	△86,025,853 円
繰延税金資産合計 (A)	50,653,513 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△12,481,560 円
事業分量配当金	△1,360,000 円
繰延税金負債合計 (B)	△13,841,560 円

繰延税金資産の純額 (A) + (B) 36,811,953 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.20%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.50%
受取出資配当等永久に益金に算入されない項目	△ 3.62%
事業分量配当等	△ 0.93%
住民税均等割等	2.15%
評価性引当額の増減	0.78%
特別税額控除	△ 0.67%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 2.06%
その他	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.42%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.2%から 28.0%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 543 千円増加し、法人税等調整額は 543 千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 5,498 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◆剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	158,154,580	169,830,315
2. 剰余金処分額	100,334,581	110,247,486
(1) 利益準備金への繰入	30,000,000	30,000,000
(2) 任意積立金の積立	60,000,000	70,000,000
うち会計及び法整備等対策積立金	60,000,000	70,000,000
(3) 出資に対する配当額	5,334,243	5,247,075
(4) 事業分量配当	5,000,338	5,000,411
3. 次期繰越剰余金	57,819,999	59,582,829

(注) 1 出資配当金は年0.3%である。

2 事業分量配当金は次のとおりである。(※1)

3 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりである。(※2)

4 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の事業の費用に充てるための繰越額 14,000,000 円が含まれている。

(※1)事業分量配当の基準

配当項目	金額
肥料供給高 1,000 円に対し	5.9 円
農薬供給高 1,000 円に対し	3.7 円
農業用燃料供給高 1,000 円に対し	6.0 円

(※2) 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

令和5年度

(単位:円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額
カントリー損害補填	カントリー保管物等の損害時の補填	40,000,000	損害発生時に取崩す	40,000,000
施設整備積立金	給油所設備投資資金	13,000,000	施設設備整備時に取崩す	13,000,000
施設整備積立金	本店・支店・事業所施設整備投資資金	200,000,000	施設設備整備時に取崩す	160,000,000
施設整備積立金	カントリー設備整備投資資金	200,000,000	施設設備整備時に取崩す	40,000,000
施設整備積立金	施設の改修等にかかる資金	300,000,000	発生年度の決算期に発生する費用を限度として取崩す	250,000,000
農業生産資材高騰対策積立金	農業資材の高騰対策、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域活性化にかかる資金	30,000,000	目的時由発生時に取崩す	30,000,000
会計及び法整備等対策積立	会計制度及び法整備に対応する資金	300,000,000	減損損失並びに退職給付会計等、多額な費用が発生した場合に取崩す	220,000,000
合計		1,083,000,000		753,000,000

令和6年度

(単位:円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額
カントリー損害補填	カントリー保管物等の損害時の補填	40,000,000	損害発生時に取崩す	40,000,000
施設整備積立金	給油所設備投資資金	13,000,000	施設設備整備時に取崩す	13,000,000
施設整備積立金	本店・支店・事業所施設整備投資資金	200,000,000	施設設備整備時に取崩す	160,000,000
施設整備積立金	カントリー設備整備投資資金	200,000,000	施設設備整備時に取崩す	40,000,000
施設整備積立金	施設の改修等にかかる資金	300,000,000	発生年度の決算期に発生する費用を限度として取崩す	250,000,000
農業生産資材高騰対策積立金	農業資材の高騰対策、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域活性化にかかる資金	30,000,000	目的時由発生時に取崩す	30,000,000
会計及び法整備等対策積立	会計制度及び法整備に対応する資金	400,000,000	減損損失並びに退職給付会計等、多額な費用が発生した場合に取崩す	280,000,000
合計		1,183,000,000		813,000,000

2. 財務諸表の正確性等にかかる確認

経営者確認書

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月30日

福岡大城農業協同組合
代表理事組合長 田中 宏幸

3. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査をうけております。

4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

※全て単位以下の数字は四捨五入して表示しております
(単位:百万円、人、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	11,414	11,073	11,072	11,434	11,643
信用事業収益	338	333	329	314	323
共済事業収益	282	261	237	205	195
農業関連事業収益	10,067	9,675	9,697	10,137	10,284
その他事業収益	727	804	809	778	841
経常利益	181	155	161	149	147
当期剰余金	114	84	124	86	112
出資金 (出資口数)	1,890 (1,890)	1,861 (1,861)	1,830 (1,830)	1,797 (1,797)	1,769 (1,769)
純資産額	4,259	4,298	4,376	4,409	4,476
総資産額	55,943	57,678	57,559	57,847	57,591
貯金等残高	49,376	50,973	50,953	51,336	51,058
貸出金残高	4,429	4,531	4,487	3,872	3,700
有価証券残高	308	303	0	0	961
剰余金配当金額	16	16	20	10	10
出資配当額	6	6	5	5	5
事業利用分量配当額	10	10	15	5	5
職員数	132	129	122	112	109
単体自己資本比率	18.01%	18.06%	18.30%	18.07%	20.03%

(注)・当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

・「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

5.利益総括表

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	295	282
役務取引等収支	8	8
その他信用事業収支	△15	△16
信用事業粗利益	287	275
信用事業粗利益率	0.56%	0.54%
事業粗利益	1,116	1,058
事業粗利益率	1.91%	1.86%
事業純益	101	63
実質事業純益	103	66
コア事業純益	103	66
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	103	66

(注)信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

事業粗利益率 = 事業粗利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

6. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	51,198	265	0.52%	50,356	271	0.54%
うち預金	46,603	201	0.43%	46,321	212	0.46%
うち有価証券	0	0	0%	229	4	1.76%
うち貸出金	4,595	64	1.40%	3,806	55	1.44%
資金調達勘定	51,406	4	0.01%	51,077	25	0.05%
うち貯金・定期積金	51,395	4	0.01%	51,071	25	0.05%
うち借入金	11	0	0%	6	0	0%
総資金利ざや	—	—	0.10%	—	—	0.05%

(注) 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率(資金調達利回り + 経費率)

経費率 = 信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定(貯金・定期積立金 + 借入金) 平均残高 × 100

7. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	△4	6
うち貸出金	△1	△9
うち有価証券	△3	4
うち預金	0	11
支払利息	0	21
うち貯金・定期積金	0	21
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	△4	△15

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は農林中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、51 ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

(単位:百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累計の永久優先出資に係る組合員資本の額	4,025	4,098
うち、出資金及び資本準備金の額	1,797	1,770
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	2,257	2,359
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	△19	△20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	9
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6	9
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,032	4,107

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額	2	2
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る10パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	0	0
特定項目に係る15パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	2
自己資本		
自己資本の額 【(イ)－(ロ)】 (ハ)	4,030	4,105
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	20,181	19,991
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		0
勘定間の振替分		0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除した得た額	2,110	495
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		

項 目	令和5年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	22,291	20,486
自己資本比率		
自己資本比率 【(ハ)/(二)】	18.07%	20.03%

(注)1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILM については、2024 年度は告示第250 条第1 項第3 号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額(信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額)で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額-コア資本に係る調整項目の額(経過措置適用後の額)』のことでです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことでです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことでです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー(リスクを有する資産等)に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウェイト)を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことでです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク(相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役員取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことでです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことでです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことでです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことでです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことでです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことでです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け取る権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることでです。
上下 200 ベーシスポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%(0.01%が1ベーシスポイント)上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことでです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことでです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	394	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	199	0	0
外国の中央政府以外の公共部門向け	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0
地方公共団体金融機関向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,200	9,440	378
法人等向け	72	72	3
中小企業等向け及び個人向け	444	333	13
抵当附付住宅ローン	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0
3月以上延滞等	3	5	0
取立未済手形	10	2	0
信用保証協会等保証付	2,830	283	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
共済款貸付	0	0	0
出資等	268	268	11
(うち出資等のエクスポージャー)	268	268	11
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0
上記以外	5,850	9,995	400
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	2,724	6,809	273
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	39	99	4
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,087	3,087	123

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証券化	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0
(うち非STC適用分)	0	0	0
再証券化	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
(うちルックスルー方式)	0	0	0
(うちマンドート方式)	0	0	0
(うち蓋然性方式250%)	0	0	0
(うち蓋然性方式400%)	0	0	0
(うちフォールバック方式)	0	0	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額△)	0	0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	0	0	0
CVAリスク相当額÷8%	0	0	0
中央清算機関等エクスポージャー	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	57,270	20,398	816

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
3. 「出資等」とは、出資エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証がまたはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
2,110	84	495	20
		B I	B I C
		330	40

(注) 1. 2023年度のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%

2. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	271	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	565	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	565	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け			
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	46,284	9,257	370
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	17	9	0
	(うち特定貸付債権向け)			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	656	389	16
	(うちトランザクター向け)	6	3	0
	不動産関連向け	162	108	4
	(うち自己居住用不動産等向け)	162	108	4
	(うち賃貸用不動産向け)			
	(うち事業用不動産関連向け)			
(うちその他不動産関連向け)				
(うちADC向け)				
劣後債券及びその他資本性証券等延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	38	12	0	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				
取立未済手形	11	2	0	
信用保証協会等による保証付	2,692	265	11	

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付				
株式等			266	11
共済約款貸付				
上記以外		5,541	9,681	387
(うち重要な出資のエクスポージャー)				
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)				
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		2,724	6,810	272
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		37	92	4
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)				
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)				
(うち上記以外のエクスポージャー)		2,780	2,780	111
証券化				
(うちSTC要件適用分)				
(短期STC要件適用分)				
(うち不良債権証券化適用分)				
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)				
再証券化				
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
(うちルックスルー方式)				
(うちマンドート方式)				
(うち蓋然性方式 250%)				
(うち蓋然性方式 400%)				
(うちフォールバック方式)				
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)				
標準的手法を運用するエクスポージャー計				
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)				
中央清算期間関連エクスポージャー				
合計(信用リスク・アセットの額)		57,074	19,991	800

(注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	57,300	3,780	0	57,074	3,601	962
信用リスク平均残高	51,141	4,489	0	50,302	3,704	229

(注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国 内	57,300	3,780	0	57,074	3,601	0
国 外	0	0	0	0	0	0
合 計	57,300	3,780	0	57,074	3,601	0

(注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法 人	農業	147	147	0	134	134	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	35	35	0	24	24	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	49,933	0	0	49,019	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	199	199	0	733	168	565
	その他	283	15	0	672	9	397
個 人	3,495	3,384	0	3,398	3,266	0	
その他	3,208	0	0	3,094	0	0	
合 計	57,300	3,780	0	57,074	3,601	962	

(注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	47,351	387	0	46,731	365	0
1年超3年以下	280	280	0	629	232	397
3年超5年以下	362	362	0	384	384	0
5年超7年以下	294	294	0	309	309	0
7年超10年以下	352	352	0	452	351	100
10年超	2,094	2,094	0	2,418	1,953	465
期限の定めのないもの	6,567	11	0	6,151	7	0
合 計	57,300	3,780	0	57,074	3,601	962

(注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和 5 年度(三月以上)	令和 6 年度(三月以上)
国 内	16	38
国 外	0	0
合 計	16	38

(注)1.「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーをいいます。

◇延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位:百万円)

区 分		令和 5 年度(三月以上)	令和 6 年度(三月以上)
法 人	農業	4	1
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	5	5
	個 人	16	31
合 計	23	37	

(注)1.「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

2.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和 5 年度					令和 6 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4	6	0	4	6	6	9	0	6	9
個別貸倒引当金	16	30	1	15	30	30	29	3	27	29

◇業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	16	30	1	15	30		30	29	3	27	29	
国外	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
地域別計	16	30	1	15	30		30	29	3	27	29	
法人	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人	16	30	1	15	30	0	30	29	3	27	29	2
業種別計	16	30	1	15	30	0	30	29	3	27	29	2

◇信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度] (単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	271		271		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	565		565		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	565		565		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150						
国際開発銀行向け	0~150						
地方公共団体金融機構向け	10~20						
我が国の政府関係機関向け	10~20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	46,284		46,284		9,257	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)							

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	17	1	12	0	9	81
(うち特定貸付債権向け)							
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	655	62	585	6	391	66
(うちトランザクター向け)			57		6	3	45
不動産関連向け	20～150	162		158		108	68
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	162		158		108	68
(うち賃貸用不動産向け)							
(うち事業用不動産関連向け)							
(うちその他不動産関連向け)							
(うちADC 向け)							
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50～150	10	0	10	0	12	123
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	11		11		2	20
信用保証協会等による保証付	0～10	2,692		2,646		265	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	266		266		266	10
共済約款貸付	0						
上記以外	100 ～ 1250	5,540	0	5,540	0	9,681	175
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400						

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	2,724		2,724		6,810	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	37		37		92	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,780	0	2,780	0	2,780	100
証券化	-						
(うちSTC要件適用分)	-						
(短期STC要件適用分)	-						
(うち不良債権証券化適用分)	-						
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-						
再証券化	-						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-						
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-						
合計(信用リスク・アセットの額)	-					19,991	

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

◇ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度] (単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)							合計		
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	565					0	565			
外国の中央政府及び中央銀行向け										
国際決済銀行等向け										
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	565							565		
外国の中央政府等以外の公共部門向け										
地方公共団体金融機構向け										
我が国の政府関係機関向け										
地方三公社向け										
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計		
国際開発銀行向け										
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	46,284								46,284	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)										
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け										
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)						9			2	12
(うち特定貸付債権向け)										
	100%	150%	250%	400%	その他	合計				
劣後債権及びその他資本性証券等										
株式等			266							
	45%	75%	100%	その他	合計					
中堅中小企業等向け及び個人向け	6	289	163	133	591					
(うちトランザクター向け)	6	0	0	0	6					

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け										154		4	158
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け													
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け													
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちA D C向け													
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	1	3	5	0	10								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	271				0	271							
取立未済手形			11		0	11							
信用保証協会等による保証付	0	2,645			1	2,646							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

(注)
最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

◇ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高
(単位:百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	0	0
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	278	278
	リスク・ウェイト 20%	0	9,442	9,442
	リスク・ウェイト 35%	0	0	0
	リスク・ウェイト 50%	0	0	0
	リスク・ウェイト 75%	0	265	265
	リスク・ウェイト 100%	0	3,283	3,283
	リスク・ウェイト 150%	0	5	5
	リスク・ウェイト 250%	0	6,908	6,908
	その他	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%	—	0	0	
合計	—	20,181	20,181	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◇資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額および与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	50,595			50,477
40%~70%	157	57	10%	160
75%	290	1	10%	289
80%				
85%	4			4
90%~100%	179	3	10%	176
105%~130%				
150%	5	0	10%	5
250%	266			266
400%				
1250%				
その他	0	2	10%	0
合計	51,498	63	10%	51,378

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0
法人等向け	39	0	0
中小企業等及び個人向け	42	8	0
抵当権住宅ローン	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0
証券化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	71	20	0
合 計	152	28	0

(注)1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエスポージャーのことです。

2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	2	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	102	26	0
自己居住用不動産等向け	4	0	0
賃貸用不動産向け	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0
証券化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	0	0	0
合計	108	26	0

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売1買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	2,992	2,992	2,990	2,990
合計	2,992	2,992	2,990	2,990

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

区分	令和5年度			令和6年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(その他有価証券の評価損益等)該当する取引はありません。

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関係会社株式の評価損益等)該当する取引はありません。

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当組合では、市場金利が上下に 0.5%変動した時に受ける金利リスク量を算出することとしています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の 50%相当額を 0~5 年の期間に均等に振り分けて(平均残存 2.5 年)リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(▲)

◇金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
1	上方パラレルシフト	0	0	40	53
2	下方パラレルシフト	47	73	1	0
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	31	12		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	80	50		
7	最大値	80	73		
		令和5年度末		令和6年度末	
8	自己資本の額	4,030		4,105	

VIII. 直近2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円 %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
流動性貯金	25,768 (50.1)	26,321 (51.5)	553
定期性貯金	25,617 (49.9)	24,745 (48.5)	△872
その他の貯金	10 (0.0)	11 (0.0)	1
小 計	51,395 (100.0)	51,077 (100.0)	△318
譲渡性貯金	0 (0.0)	0 (0.0)	0
合 計	51,395 (100.0)	51,077 (100.0)	△318

(注)1.流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2.定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

3.()内は構成比です

② 定期貯金残高

(単位:百万円 %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
定期貯金	24,456 (98.5)	23,913 (98.7)	△543
うち固定自由金利定期	24,456 (100.0)	23,913 (100.0)	△543
うち変動自由金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0
定期積金	366 (1.5)	322 (1.3)	△44

(注)1.固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2.変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3.()内は構成比です。

◆貸出金に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円 %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付	374	309	△65
証書貸付	3,418	3,393	△24
当座貸越	108	104	△4
割引手形	0	0	0
金融機関貸付	695	0	△695
合 計	4,597	3,806	△789

③ 貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円 %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	3,542 (91.4)	3,362 (90.8)	△180
変動金利貸出	235 (6.0)	233 (6.3)	△2
その他	93 (2.4)	104 (2.8)	10
合 計	3,872 (100.0)	3,700 (100.0)	△172

(注)()内は構成比です。

④ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円 %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	197	168	△28
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	10	9	△1
その他担保物	140	132	△7
小 計	348	310	△37
農業信用基金協会保証	2,834	2,689	△144
その他保証	378	450	72
小 計	3,212	3,139	△73
信用	311	250	△61
合 計	3,872	3,700	△172

⑤ 債務保証見返額の担保別内訳

該当する取引はありません。

⑥ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円 %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設備資金	3,800 (98.2)	3,628 (98.2)	△172
運転資金	72 (1.8)	72 (1.8)	0
合 計	3,872 (100.0)	3,700 (100.0)	△172

⑦ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円 %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	671 (17.3)	654 (17.6)	△17
林業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
水産業	1 (0.0)	1 (0.0)	0
製造業	187 (4.8)	190 (5.1)	2
鉱業	1 (0.0)	1 (0.0)	0
建設業	136 (3.5)	162 (4.3)	25
不動産業	26 (0.6)	27 (0.7)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (0.0)	0 (0.0)	0
運輸・通信業	12 (0.3)	13 (0.3)	0
卸売・小売・飲食業	55 (1.4)	50 (1.3)	△5
サービス業	299 (7.7)	311 (8.4)	12
金融・保険業	50 (1.2)	46 (1.2)	△3
地方公共団体	197 (5.1)	168 (4.5)	△29
その他	2,230 (57.5)	2,071 (55.9)	△158
合 計	3,872 (100.0)	3,700 (100.0)	△172

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	708	668	△40
穀 作	5	3	△2
野菜・園芸	98	80	△18
果樹・樹園農業	5	4	△1
工 芸 作 物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	18	23	5
養鶏・養卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
その他農業	582	558	△24
農業関連団体等	—	—	—
合 計	708	668	△40

- (注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	416	389	△27
農業制度資金	292	279	△13
農業近代化資金	288	278	△10
その他制度資金	4	1	△3
合 計	708	668	△40

- (注)1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	4	1	△3
その他	0	0	0
合 計	4	1	△3

- (注)1. 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和5年度	20	2	14	0	16
	6年度	20	1	18	0	19
危険債権	令和5年度	2	1	0	0	1
	6年度	2	0	0	0	0
要管理債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0	0
三月以上延滞債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0	0
小計	令和5年度	22	3	14	0	17
	6年度	22	1	18	0	19
正常債権	令和5年度	3,857				
	6年度	3,683				
合計	令和5年度	3,879				
	6年度	3,705				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況(法定)

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	2		2	2	2	1		2	1
個別貸倒引当金	2	4	0	2	4	4	3	2	2	3
合計	4	6	0	4	6	6	4	2	4	4

⑪貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
貸出金償却額	0	2	0

(注)上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	13	49	11	46
	金額	7,592	12,363	8,579	12,691
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
雑為替	件数	0	0	0	0
	金額	24	2	17	3
合 計	件数	13	49	11	46
	金額	7,616	12,365	8,596	12,694

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
国債	0	564	564
地方債	0	397	397
政府保証債	0	0	0
金融債	0	0	0
短期社債	0	0	0
社債	0	0	0
株式	0	0	0
受益証券	0	0	0
合 計	0	961	961

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高(法定)

令和5年度

(単位:百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
国債	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	0	0	0	0
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

令和6年度

(単位:百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
国債	0	100	0	0	0	500	0	0
地方債	0	300	0	0	0	100	0	0
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	0	0	0	0
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるもの	国債	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

②金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭 デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

2. 共済事業

① 長期共済保有高

(単位:件、千円)

種 類		令和 5 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	4,100	32,196,568	4,030	30,805,610
	定期生命共済	22	309,000	32	484,500
	養老生命共済	1,831	15,399,603	1,648	12,758,670
	うちこども共済	914	3,525,900	887	3,289,500
	医療共済	2,863	343,700	2,829	343,200
	がん共済	345	109,000	343	106,500
	定期医療共済	118	140,800	108	124,600
	介護共済	128	264,997	142	313,835
	認知症共済	27		21	
	生活障害共済	76		71	
	特定重度疾患共済	230		260	
	年金共済	1,643	—	1,599	—
建物更生共済		5,882	74,638,732	5,801	73,249,255
合 計		17,267	123,402,401	16,884	118,186,172

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

② 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	保有高	件数	保有高
医療共済	2,863	177,231	2,829	193,240
がん共済	345	2,358	343	2,363
定期医療共済	118	600	108	548
合 計	3,326	180,189	3,280	182,509

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③ 介護系その他の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	保有高	件数	保有高
介護共済	128	413,964	142	482,380
認知症共済	21	55,000	21	45,000
生活障害共済(一時金型)	61	274,700	56	271,700
生活障害共済(定期年金型)	15	16,100	15	16,100
特定重度疾病共済	238	339,800	260	363,800

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④ 年金共済の年金保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	保有高	件数	保有高
年金開始前	1,133	647,720	1,089	600,512
年金開始後	510	243,360	510	238,707
合 計	1,643	891,081	1,599	839,219

(注)金額は、年金年額を記載しています。

⑤短期共済新契約高(掛金)

(単位:千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	201	2,258,410	1,972	211	2,344,430	2,071
自動車共済	5,049		181,445	5,192		188,005
傷害共済	4,263	15,704,000	2,024	3,352	12,592,000	2,032
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	155		612	159		732
自賠責共済	2,716		45,371	2,607		43,343
合 計	12,384		231,425	11,521		236,186

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活関連事業

① 買取購買品(生産資材)取扱実績

(単位:百万円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		供給高	供給高
生産資材	肥 料	433	396
	農 薬	310	323
	飼 料	1	1
	農業機械	63	94
	自 動 車	0	0
	燃 料	491	520
	そ の 他	629	599
	計	1,927	1,933
生活物資	食 品	31	32
	衣 料 品	0	0
	耐久消費財	0	0
	日用保健雑貨	2	2
	家庭燃料	140	162
	そ の 他	0	0
	計	173	196
合計		2,100	2,129

② 受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販売高	販売高
米	665	926
麦	574	460
豆・雑穀	154	206
野 菜	4,523	4,489
果 実	14	14
花き・花木	0	0
畜 産 物	0	0
特 産 物	2,074	2,233
そ の 他	91	3
合 計	8,096	8,331

IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.23	0.23	0
資本経常利益率	3.37	3.33	△0.04
総資産当期純利益率	0.20	0.18	△0.02
資本当期純利益率	2.82	2.53	△0.29

- (注) 1.総資産経常利益率 = 経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2.資本経常利益率 = 経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3.総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4.資本当期純利益率 = 当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和5年度	令和6年度
貯貸率	期末	7.54	7.24
	期中平均	8.94	7.45
貯証率	期末	0	1.88
	期中平均	0	0.45

- (注) 1.貯貸率(期末) = 貸出金残高/貯金残高×100
 2.貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 3.貯証率(期末) = 有価証券残高/貯金残高×100
 4.貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

3. 担当職員一人当たり取扱高

(単位:百万円)

項目		令和5年度	令和6年度
信用事業	貯金残高	2,580	2,569
	貸出金残高	574	525
共済事業	長期共済保有高	6,034	6,172
経済事業	購買品供給高	62	64
	販売品販売高	378	441

4. 一店舗当たり取扱高

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
貯金残高	17,112	17,019
貸出金残高	1,291	1,233
長期共済保有高	41,134	39,395

JA福岡大城 本支店・事業所のご案内

事務所名	電話番号	FAX番号
本店(代表)	0944-32-1300	0944-33-1662
総務企画部 企画管理課	0944-32-1300	0944-33-1662
総務人事課		
リスク管理課		
金融共済部 金融課	0944-32-0316	0944-33-1662
共済課	0944-32-0317	
事故担当	0944-32-1375	
0944-32-1375	0944-32-1375	0944-33-0381
営農経済部 営農企画課	0944-32-1316	0944-33-1500
農産課	0944-32-1341	
園芸課	0944-32-1342	
特産課	0944-32-1346	
経済課	0944-32-0021	
城島支店 (金融共済課)	0942-62-2175	0942-62-5400
城島営農センター (営農経済課)	0942-62-4720	0942-62-4725
大木支店 (金融共済課)	0944-32-1800	0944-33-1175
大木営農センター (営農経済課)	0944-33-0380	0944-33-2156
大川支店 (金融共済課)	0944-87-7388	0944-87-5105
大川営農センター (営農経済課)	0944-89-1355	0944-86-2185
城島給油所	0942-62-3049	0942-62-3098
大木給油所	0944-32-1187	0944-33-2024
大川給油所	0944-87-5110	0944-87-5104
農機具センター	0944-32-1439	0944-33-0521
城島カントリーエレベーター	0942-62-3295	0942-62-3295
大木カントリーエレベーター	0944-33-0415	0944-32-1472
木室カントリーエレベーター	0944-86-2422	0944-86-2422
川口カントリーエレベーター	0944-87-6855	0944-87-6855
城島集荷場	0942-62-2779	0942-62-5694
大木集荷場	0944-33-0612	0944-33-0609
大川集荷場	0944-88-3740	0944-86-2167
アスパラガス集荷場	0944-88-0700	0944-88-0711
大豆乾燥調整施設	0944-86-8357	—
おもひでホール大川斎場	0944-88-0002	0944-88-1133
	24時間受付フリーダイヤル	0120-880-002
JA 共済事故受付センター	24時間受付フリーダイヤル	0120-258-931